

税務訴訟資料 第259号-138 (順号11251)

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(福岡、西福岡、八幡、若松税務署長)

平成21年7月29日棄却・上告

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号~第●●号、平成21年1月27日判決、  
本資料259号-12・順号11125)

判 決

控訴人(第1審被告)	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	西福岡税務署長 中川 雅博
同	若松税務署長 本田 鶴三
同	福岡税務署長 市川 武雄
同	八幡税務署長 森 治一
同指定代理人	早崎 裕子
同	坪田 圭介
同	伊藤 彰
同	松本 秀一
同	岩元 互
同	山下 誠二
同	福本 信孝
同	河野 玲子
同	右近 秀二
被控訴人(第1審原告)	甲こと甲 (以下「被控訴人甲」という。)
被控訴人(第1審原告)	乙こと乙 (以下「被控訴人乙」という。)
被控訴人(第1審原告)	丙 (以下「被控訴人丙」という。)
被控訴人(第1審原告)	丁こと丁 (以下「被控訴人丁」という。)
上記4名訴訟代理人弁護士	村井 正昭
同	植松 功
同	越路 倫有

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 なお、被控訴人甲、同乙及び同丙の各請求の減縮により、同被控訴人らの各平成14年分の所得税に係る更正処分に関する部分は、それぞれ次のとおり変更されている。
  - (1) (原判決の主文第2項)

西福岡税務署長が平成17年3月4日付けで被控訴人甲に対してした被控訴人甲の平成14年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額9686万9516円、納付すべき税額272万1100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、納付すべき加算税の額9万9000円を超える部分を取り消す。
  - (2) (同第5項)

若松税務署長が平成17年3月4日付けで被控訴人乙に対してした被控訴人乙の平成14年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額9665万8748円、納付すべき税額267万9300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成17年7月7日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、納付すべき加算税の額3万7000円を超える部分を取り消す。
  - (3) (同第8項)

福岡税務署長が平成17年3月4日付けで被控訴人丙に対してした被控訴人丙の平成14年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額1055万5056円、納付すべき税額54万4700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、納付すべき加算税の額3万9000円を超える部分を取り消す。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人らの経営する法人が契約者となり、被保険者を被控訴人ら又はその親族とし、満期保険金の受取人を被控訴人らとし(なお死亡保険金の受取人は同法人)、被控訴人らと同法人が保険料を各2分の1ずつ負担した養老保険契約に基づき満期保険金を受領した被控訴人らが、同法人負担分(法人損金処理保険料)も含む保険料全額を、所得税における一時所得の金額の計算上控除し得る「収入を得るために支出した金額」(所得税法34条2項)に当たるものとして、各税務署長に対し、平成13年分ないし平成15年分の所得税に係る確定申告をしたところ、各税務署長から、同法人が負担した(保険料として損金処理した)2分の1の保険料は、「収入を得るために支出した金額」に当たらないとして、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたことから、その判断を争い、控訴人に対し、上記各処分の取消しを求めた事案である。
- 2 原審は、被控訴人らの請求を全部認容し、上記各処分を取り消したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

なお、本件の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分においては、上記のとおり、争点となっている一時所得の金額の計算上控除できる支払保険料の範囲のほか、① 被控訴人らが受領し

た満期保険金等を上記法人に対する貸付金として留保させていたことに伴い、当該貸付金相当額について、被控訴人らが受け取るべき受取利息を認定したうえ、被控訴人らの雑所得として計上したこと、② 被控訴人らが、上記養老保険契約に係る支払保険料のうち、自己負担分（2分の1）について、上記法人からの借入金として処理したことに伴い、当該支払利息相当額を満期保険金等に係る一時所得の計算上必要経費に算入したことの2点について併せて是正していた。被控訴人らは、上記①②の処理の適法性については格別争っておらず、雑所得課税部分及び一時所得の金額の計算上、支払利息の「収入を得るために支出した金額」への算入のみを是正した場合には、被控訴人らの雑所得金額及び一時所得金額は、別表1-1ないし1-4の各「利息の認定課税のみ是正した場合」欄のとおりとなること、並びに、是正後の雑所得及び一時所得に基づき、被控訴人らの税額等を計算すると別表2ないし5の各「利息の認定課税のみ是正」欄のとおりとなることを認め、当審において、原判決による取消後の税額を上回ることになる被控訴人甲、同乙、及び同丙の各平成14年分について、請求の趣旨を主文第2項(1)ないし(3)に記載のとおり減縮した。

- 3 関係法令等の定め、前提となる事実並びに争点及び当事者の主張については、当審での主張を次に付加するほか、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

〔控訴人〕

- (1) 所得税法における所得の本来的意義からすると、所得税法34条2項において、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、「その収入を得るために支出した金額」として控除できる保険料等は、所得者本人が負担した金額に限られる。

ア 所得税は、個人が得た所得に対して課税される租税であるところ、所得税法上の「所得」とは、「人の担税力を増加させる経済的利得」であり、個人が稼得した収入金額から、その収入を得るために支出した金額を控除したもの、いわゆる「純所得」である。そして、ある個人に帰属する所得金額を計算するに当たっては、収入金額から必要経費等を控除することとなるが、所得税法における所得の本来的意義からすると、そこで控除すべき必要経費等はあくまで当該個人において当該収入を得るために支出した金額をいうものと当然に解すべきである。なぜなら、当該個人が支出した金額はその分当該個人の担税力を減少させるものであるから、これを収入金額から控除するのが相当であるのに対し、当該個人以外の者が支出したものは、当該個人の担税力を減少させるものではないため、これを収入金額から控除すると、担税力を増加させる経済的利得である所得を正しく把握することにならないからである。

したがって、一時所得の金額の計算においても、ある個人が得た一時所得となるべき収入につき、当該個人の「一時所得」として課税される額は、当該個人が稼得した収入金額から、その収入を得るために、当該個人自身が支出した金額を控除して算出した金額であるというべきであるから、所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」は、収入を得た個人（所得者）本人が負担した金額に限られると解すべきである。

- イ 所得税法施行令183条2項は、生命保険契約等に基づく一時金が一時所得となる場合の一時所得の金額の計算についての細則であるところ、租税法律主義の下では、施行令は、課税要件等について、法律（所得税法34条）の予定する範囲を超えて定めることはできないのであるから、施行令の規定につき法律の予定する範囲を超えた解釈をすることはできない。

したがって、同施行令同条同項2号の「保険料又は掛金の総額」についても、当然に、所得税法34条2項が「一時所得に係る総収入金額から」控除されるべきものとして予定している「その収入を得るために支出した金額」の範囲内に限られるから、所得者である当該保険金の受取人本人が負担した金額に限られると解すべきである。

原判決は、施行令の183条2項2号の「総額を控除できる」の文言から、「所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとみるのが素直である」と判示するが、形式的な文言にのみとらわれた解釈であり、所得税法34条2項が予定する上記解釈を誤り、かつ同法68条による委任の範囲を超えたものであって、明らかに誤りである。

- (2) 所得税基本通達34-4は、所得税法34条2項に規定する「収入を得るために支出した金額」について、課税庁の解釈・取扱いを示したものであるから、同通達の定める保険料等は、当然に、所得税法が予定している「収入を得るために支出した金額」の範囲を前提としているところ、同通達の「保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる。」という規定も、あくまで、所得税法34条2項や同法施行令183条2項2号において、一時所得の金額の計算上控除可能な保険料等の金額とは、収入を得た個人自らが支出した（又は実質的に負担した）金額に限られるとの解釈を前提としたものであるから、同通達について、文言どおり、保険料等の「総額」が一時所得からの控除対象となると解することは誤りである。

むしろ、同通達は、支払を受ける者以外の者が支払った保険料等ではあるが、当該保険料等につき一時金等の支払を受けた者に対し給与課税される等して、支払を受けた者が当該保険料を実質的に負担したものとして、一時所得の金額の計算上控除できるような場合を念頭に置いたものと理解すべきである。

- (3) 本件満期保険金等に係る一時所得の計算上、法人損金処理保険料を控除できるとすることは、結論においても不合理である。

法人損金処理保険料については、A等が支出した時点で、同法人において、「保険料」として損金処理されているのであるから、原判決が判示するように、これを更に被控訴人らの本件満期保険金等に係る一時所得の金額の計算上、控除するというのであれば、同一の保険料について税法上いわば二重の控除を認めることになり不合理である。

[被控訴人ら]

控訴人の前記主張は争う。

控訴人は、原審までの主張の構成を転換し、「純所得」や「担税力」という用語まで持ち出して「所得」の意義に言及したうえ、所得税法34条2項の解釈論を展開しているが、そうした背景には、所得税法施行令183条2項2号や所得税基本通達34-4の規定の文言があまりに明快で、その条項自体からおよその他の解釈ができないからであり、そのため、原判決が同文言に沿って自然で穏当な解釈をしたことについても「形式的な文言のみにとらわれた」と批判するしかないのである。

本件は、所得税法34条2項に基づき、他の一時的な所得と比べて所得発生の態様を著しく異にしている生命保険金等について規定する同法施行令183条2項2号につき、その有効性を前提に、法令解釈通達である所得税基本通達34-4を踏まえた解釈が問題になっているところ、これは、租税法律主義（憲法84条）の内容中「課税要件明確主義」との関係が重要である。

すなわち、租税法は侵害規範であるから、法的安定性と予測可能性の要請が強く働き、それゆ

え課税要件は一義的で明確でなければならない（課税要件明確主義）ところ、そのコロラリーとして、「疑わしきは納税者の利益に」との観点から、租税法を解釈するに当たり、みだりに拡張・限定解釈や類推解釈を行うことは許されず、当該法令の文言が重視されるべきである。控訴人の上記主張は、所得税法施行令183条2項2号や所得税基本通達34-4に定める明快な文言を離れて、「純所得」や「担税力」といった所得の本来的意義にまで遡って検討を加えたうえで、所得税法34条2項が規定する「その収入を得るために支出した金額」を限定的に解釈したものであるが、これは福岡国税局や原判決すら導き出せなかった解釈を納税者に求めるものであって、もはや課税要件明確主義の要請を放棄したに等しく、それが誤りであることは明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人らの請求（当審で減縮した部分を除く。）はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、原判決22頁12行目の「保険金等も」を「保険料等も」と改め、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 (1) 控訴人は、所得税法における所得の本来的意義からすれば、所得税法34条2項において、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、「その収入を得るために支出した金額」として控除できる保険料等は、所得者本人が負担した金額に限られると主張する。  
なるほど、所得税が個人の得た所得に対して課税される租税であることに鑑みれば、その所得の意義をいわゆる純所得、すなわち、個人が稼得した収入金額から当該個人が当該収入を得るために支出した必要経費等を控除した金額とすることは純理論的にはむしろ正しいといえよう。そして、所得税が関係する所得のうち、不動産所得、事業所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）のように、その年中の総収入金額とその収入を得るために要した必要経費との関連が直接的でその金額も明確に算出する場合は、その論理を貫徹すればいいといえるが、そうでない所得、たとえば、給与所得の場合には、必要経費が一義的に算出するものでないことから、必要経費による控除を諦め、給与所得控除の制度をこれに代替させていて、ある種の擬制に基づいて算定する制度設計がなされている（当然ながら、源泉徴収制度とも無縁ではないであろう）。しかるところ、一時所得においても、建前としては、個人が稼得した収入金額から当該収入を得るために支出した必要経費等を控除した金額をもって、一時所得の金額としようとしたことは明らかではあるが、一時所得といっても、その所得発生の態様はさまざまであるので、上記のとおり、必要経費に相当する費用にあたるものとして「その収入を得るために支出した金額」としたうえ、さらに、括弧書きで「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。」との限定を加えたものと思われる。しかしながら、先に述べたとおり、一時所得については、その発生の態様がさまざまであることからして必要経費が一義的に算出するかの疑問があるうえ、特に、生命保険契約等に基づき支払を受ける生命保険金、あるいは本件のような養老保険契約に基づき支払を受ける満期保険金の場合には、収入と必要経費との関係が直接的でないことからして、「その収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額」と定義したところで、その文言（なお、所得者本人が負担した金額に限るとは規定していない。）だけでは、仮に、生命保険契約等に基づく生命保険金等の一時金又は損害保険契約等に基づく損害保険金等の満期返戻金等が、一時所得とされる場合に、その一時所得の金額の計算上控除される保険料等は、その一時金を取

得した者自身が負担したものに限られるのか、それとも、その生命保険金等又は損害保険金等の受給者以外の者が負担していたものも含まれるのかについては、法文上必ずしも明らかではないというしかないのである。

したがって、所得税法における所得の本来的意義から、所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」として控除できるのは、当然、所得者本人が負担した金額に限られるとする、控訴人の主張は採用することができない。

(2) 上記のとおり、所得税法34条2項の文言だけからでは、先に述べた問題が解決できないところ、所得税法施行令183条2項2号本文は、生命保険契約に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定めており、同文言を素直に読むと、原判決が判示するとおり、所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとする解釈に軍配を上げざるをえない。さらには、確定申告現場における無用の混乱を避けるべく、同文言の意味をより明確にするため、所得税基本通達34-4において、所得税法施行令183条2項2号（生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得金額の計算上控除する保険料等）に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれるとの通達がなされるに至った（乙28）。このような経緯により発出された所得税基本通達34-4の文言上からは、養老保険契約に基づく満期保険金が一時所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料も控除できることは明白であって、所得税法、同法施行令の各規定及び上記通達を整合的に理解しようとするれば、他の解釈を容れる余地はないといわざるをえない。

控訴人は、所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」として控除できる保険料等は、所得者本人が負担した金額に限られるとの解釈を前提にして、上記通達を文言どおり解釈するのは誤りであると主張するが、上記のとおり、所得税法34条2項の文言からは必ずしも明らかではないことが出発点となって、これを明らかにするため、所得者以外の者が負担した金額も含むとの所得税基本通達34-4を自ら出した経緯と矛盾しており、控訴人の主張は採用することができない。控訴人が主張する所得税法施行令183条2項2号の解釈についても同様である。

この点、控訴人は、所得税基本通達34-4における所得者の一時所得の金額の計算上控除できる「支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金」は、当該保険料等につき一時金等の支払を受けた者に対し給与課税される等して、当該保険料の支払を受けた者が実質的に負担したものを指すと主張する。しかし、控訴人の上記解釈は、必ずしも明らかではない所得税法34条2項等の文言を一義的に明らかにするために出した通達について、更に文言として表示されていない要件を解釈と称して付加するものであり、法律又はその委任のもとに政令や省令において課税要件及び租税の賦課・徴収の手續に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないという課税要件明確主義（租税法律主義。乙43）に反する不当な解釈といわなければならない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

(3) また、控訴人は、本件満期保険金等に係る一時所得の計算上、法人損金処理保険料を控除できるとすることは、結論においても不合理であると主張する。しかし、行政による恣意的課税から国民を保護することを目的とした租税法律主義の趣旨からすれば、国民生活の法的安定性と予測可能性を保障するため、課税要件はできるだけ一義的で明確でなければならないのであり、国民に対する課税は、同要件を規定する法令等の文言にできるだけ忠実に行われなけれ

ばならない。そして、その結果、仮に結論において控訴人が指摘するような不合理が生じたとしても、それは法令等の不備によるものであるから、その是正は当該法令等を改正することによってなすべきであって、解釈の名の下に規定されていない要件を付加することにより、国民に予測できない課税をすることは許されない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

- 3 以上によれば、被控訴人らの請求（ただし、減縮した部分を除く。）はいずれも理由があるから、これを認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。なお、被控訴人甲、同乙及び同丙の各平成14年度分については、前記のとおり請求の減縮がなされた結果、原判決主文2項、5項及び8項は、本判決主文2項のとおり変更されているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 森野 俊彦

裁判官 小野寺 優子

裁判官 瀬戸 さやか

別表 1-1 被控訴人甲の一時所得及び雑所得の計算

年分	所得区分等		確定申告	本件更正処分等	異議決定	裁決	利息の認定課税のみ是正した場合		
13	一時	①	満期保険金額	393,377,900	393,377,900	393,377,900	393,377,900	393,377,900	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	387,926,065	193,963,030	193,956,280	193,956,280	387,926,065
				支払利息	0	3,711,120	5,166,535	5,166,535	5,166,535
		④	計	387,926,065	197,674,150	199,122,815	199,122,815	393,092,600	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
		⑥	計 (①-④-⑤)	4,951,835	195,203,750	193,755,085	193,755,085	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	2,475,917	97,601,875	96,877,542	96,877,542	0	
	雑	⑧	A	574,737	574,737	574,737	574,737	574,737	
		⑨	Aグループ	0	819,065	1,036,153	1,036,153	1,036,153	
		⑩	計 (⑧+⑨)	574,737	1,393,802	1,610,890	1,610,890	1,610,890	
14	一時	①	満期保険金額	700,000,000	700,000,000	700,000,000	700,000,000	700,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	688,226,500	344,113,250	344,113,250	344,113,250	688,226,500
				支払利息	0	17,819,684	17,819,684	17,819,684	17,819,684
		④	計	688,226,500	361,932,934	361,932,934	361,932,934	706,046,184	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥	計 (①-④-⑤)	11,273,500	337,567,066	337,567,066	337,567,066	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	5,636,750	168,783,533	168,783,533	168,783,533	0	
	雑	⑧	A	0	6,519,516	6,519,516	6,519,516	6,519,516	
		⑨	Aグループ	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	8,319,516	8,319,516	8,319,516	8,319,516	
15	一時	①	満期保険金額	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	391,143,500	195,571,750	195,571,750	195,571,750	391,143,500
				支払利息	0	17,386,385	17,386,385	17,386,385	17,386,385
		④	計	391,143,500	212,958,135	212,958,135	212,958,135	408,529,885	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥	計 (①-④-⑤)	8,356,500	186,541,865	186,541,865	186,541,865	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	4,178,250	93,270,932	93,270,932	93,270,932	0	
	雑	⑧	A	0	1,886,273	1,886,273	1,886,273	1,886,273	
		⑨	Aグループ	0	0	0	0	0	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	1,886,273	1,886,273	1,886,273	1,886,273	

別表 1-2 被控訴人乙の一時所得及び雑所得の計算

年分	所得区分等		確定申告	本件更正処分等	異議決定	裁決	利息の認定課税のみ是正した場合		
13	一時	①	満期保険金額	393,577,500	393,577,500	393,577,500	393,577,500	393,577,500	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	388,001,495	193,993,995	193,993,995	193,993,995	388,001,495
				支払利息	0	5,213,603	5,213,603	5,213,603	5,213,603
		④	計	388,001,495	199,207,598	199,207,598	199,207,598	393,215,098	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
		⑥	計 (①-④-⑤)	5,076,005	193,869,902	193,869,902	193,869,902	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	2,538,002	96,934,951	96,934,951	96,934,951	0	
	雑	⑧	A	277,156	277,156	277,156	277,156	277,156	
		⑨	Aグループ	0	1,077,692	1,077,692	1,077,692	1,077,692	
		⑩	計 (⑧+⑨)	277,156	1,354,848	1,354,848	1,354,848	1,354,848	
14	一時	①	満期保険金額	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	785,335,000	392,667,500	392,667,500	392,667,500	785,335,000
				支払利息	0	18,846,330	18,924,219	18,924,219	18,924,219
		④	計	785,335,000	411,513,830	411,591,719	411,591,719	804,259,219	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥	計 (①-④-⑤)	14,165,000	387,986,170	387,908,281	387,908,281	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	7,082,500	193,993,085	193,954,140	193,954,140	0	
	雑	⑧	A	0	6,244,133	6,244,133	6,244,133	6,244,133	
		⑨	Aグループ	0	1,864,615	1,864,615	1,864,615	1,864,615	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	8,108,748	8,108,748	8,108,748	8,108,748	
15	一時	①	満期保険金額	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	390,817,000	195,408,500	195,408,500	195,408,500	390,817,000
				支払利息	0	17,343,157	17,371,890	17,371,890	17,371,890
		④	計	390,817,000	212,751,657	212,780,390	212,780,390	408,188,890	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥	計 (①-④-⑤)	8,683,000	186,748,343	186,719,610	186,719,610	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	4,341,500	93,374,171	93,359,805	93,359,805	0	
	雑	⑧	A	0	2,084,094	2,084,094	2,084,094	2,084,094	
		⑨	Aグループ	0	0	0	0	0	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	2,084,094	2,084,094	2,084,094	2,084,094	

別表 1-3 被控訴人丙の一時所得及び雑所得の計算

年分	所得区分等		確定申告	本件更正処分等	異議決定	裁決	利息の認定課税のみ是正した場合		
13	一時	①	満期保険金額	143,049,100	143,049,100	143,049,100	143,049,100	143,049,100	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	140,739,415	70,375,200	70,375,200	70,375,200	140,739,415
				支払利息	0	63,626	63,626	63,626	63,626
		④	計	140,739,415	70,438,826	70,438,826	70,438,826	140,803,041	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
		⑥	計 (①-④-⑤)	1,809,685	72,110,274	72,110,274	72,110,274	1,746,059	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	904,842	36,055,137	36,055,137	36,055,137	873,029	
	雑	⑧	A	110,760	110,760	110,760	110,760	110,760	
		⑨	Aグループ	0	0	0	0	0	
		⑩	計 (⑧+⑨)	110,760	110,760	110,760	110,760	110,760	
14	一時	①	満期保険金額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	97,585,500	48,792,750	48,792,750	48,792,750	97,585,500
				支払利息	0	1,219,818	1,219,818	1,219,818	1,219,818
		④	計	97,585,500	50,012,568	50,012,568	50,012,568	98,805,318	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
		⑥	計 (①-④-⑤)	1,914,500	49,487,432	49,487,432	49,487,432	694,682	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	957,250	24,743,716	24,743,716	24,743,716	347,341	
	雑	⑧	A	0	2,767,715	2,767,715	2,767,715	2,767,715	
		⑨	Aグループ	0	0	0	0	0	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	2,767,715	2,767,715	2,767,715	2,767,715	
15	一時	①	満期保険金額	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	
		②	収入を得るために支出した金額	保険料	780,694,000	390,347,000	390,347,000	390,347,000	780,694,000
				支払利息	0	22,903,700	23,090,520	23,090,520	23,090,520
		④	計	780,694,000	413,250,700	413,437,520	413,437,520	803,784,520	
		⑤	特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥	計 (①-④-⑤)	18,806,000	386,249,300	386,062,480	386,062,480	0	
		⑦	所得金額 (⑥×1/2)	9,403,000	193,124,650	193,031,240	193,031,240	0	
	雑	⑧	A	0	5,769,023	5,769,023	5,769,023	5,769,023	
		⑨	Aグループ	0	0	0	0	0	
		⑩	計 (⑧+⑨)	0	5,769,023	5,769,023	5,769,023	5,769,023	

別表 1 - 4 被控訴人丁の一時所得及び雑所得の計算

年分	所得区分等		確定申告	修正申告	本件更正処分等	異議決定	裁決	利息の認定課税のみ是正した場合	
13	一時	① 満期保険金額	240,083,800	240,083,800	240,083,800	240,083,800	240,083,800	240,083,800	
		② 収入を得るために支出した金額	保険料	240,032,800	240,032,800	120,016,400	120,016,400	120,016,400	240,032,800
			支払利息	0	0	1,110,713	1,110,713	1,110,713	1,110,713
		④ 計	240,032,800	240,032,800	121,127,113	121,127,113	121,127,113	241,143,513	
		⑤ 特別控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	0	
		⑥ 計 (①-④-⑤)	0	0	118,456,687	118,456,687	118,456,687	0	
		⑦ 所得金額 (⑥×1/2)	0	0	59,228,343	59,228,343	59,228,343	0	
	雑	⑧ A	268,775	545,126	545,126	545,126	545,126	545,126	
		⑨ Aグループ	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	
		⑩ 計 (⑧+⑨)	2,368,775	2,645,126	2,645,126	2,645,126	2,645,126	2,645,126	

## 別表2 被控訴人甲の課税の経緯等

2-1 平成13年分

(単位：円)

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成14・3・11	平成17・3・4	平成17・7・4	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	89,500,000	89,500,000	89,500,000	89,500,000	89,500,000
	雑所得	2	574,737	1,393,802	1,610,890	1,610,890	574,737
	一時所得	3	2,475,917	97,601,875	96,877,542	96,877,542	2,475,917
	総所得金額(1+2+3)	4	92,550,654	188,495,677	187,988,432	187,988,432	92,550,654
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	1,206,813	1,206,813	1,206,813	1,206,813	1,206,813
	生命保険料・損害保険料控除	7	91,704	91,704	91,704	91,704	91,704
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	3,198,517	3,198,517	3,198,517	3,198,517	3,198,517
課税される所得金額(4-13)		14	89,352,000	185,297,000	184,789,000	184,789,000	89,352,000
算出税額(14)に対する税額		15	30,570,240	66,069,890	65,881,930	65,881,930	30,570,240
税金から差し引かれる金額		16					
災害減免額・外国税額控除		17					
再差引所得税額(15-16-17)		18	30,570,240	66,069,890	65,881,930	65,881,930	30,570,240
定率減税額		19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		20	29,192,210	29,192,210	29,192,210	29,192,210	29,192,210
申告納税額(18-19-20)		21	1,128,000	36,627,600	36,439,700	36,439,700	1,128,000
予定納税額		22					
確定納税額(21-22)		23	1,128,000	36,627,600	36,439,700	36,439,700	1,128,000
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額		25		35,499,600	35,311,700	35,311,700	-532,900
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		35,490,000	35,310,000	35,310,000	0
	加算税の額	27		3,807,500	3,780,500	3,780,500	0
処理結果等			—	—	一部取消	棄却	全部取消

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成15・3・12	平成17・3・4	平成17・7・4	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	88,550,000	88,550,000	88,550,000	88,550,000	88,550,000
	雑所得	2		8,319,516	8,319,516	8,319,516	8,319,516
	一時所得	3	5,636,750	168,783,533	168,783,533	168,783,533	5,636,750
	総所得金額(1+2+3)	4	94,186,750	265,653,049	265,653,049	265,653,049	94,186,750
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	1,208,430	1,208,430	1,208,430	1,208,430	1,208,430
	生命保険料・損害保険料控除	7	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	3,158,430	3,158,430	3,158,430	3,158,430	3,158,430
課税される所得金額(4-13)	14	91,028,000	262,494,000	262,494,000	262,494,000	91,028,000	
算出税額(14)に対する税額	15	31,190,360	94,632,780	94,632,780	94,632,780	31,190,360	
税金から差し引かれる金額	16						
災害減免額・外国税額控除	17						
再差引所得税額(15-16-17)	18	31,190,360	94,632,780	94,632,780	94,632,780	31,190,360	
定率減税額	19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
源泉徴収税額	20	29,211,882	29,211,882	29,211,882	29,211,882	29,211,882	
申告納税額(18-19-20)	21	1,728,400	65,170,800	65,170,800	65,170,800	1,728,400	
予定納税額	22						
確定納税額(21-22)	23	1,728,400	65,170,800	65,170,800	65,170,800	1,728,400	
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		63,442,400	63,442,400	63,442,400		
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		63,440,000	63,440,000	63,440,000	990,000
	加算税の額	27		7,969,000	7,969,000	7,969,000	99,000
処理結果等		—	—	棄却	棄却	全部取消	

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成16・3・15	平成17・3・4	平成17・7・4	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	62,900,000	62,900,000	62,900,000	62,900,000	62,900,000
	雑所得	2		1,886,273	1,886,273	1,886,273	1,886,273
	一時所得	3	4,178,250	93,270,932	93,270,932	93,270,932	4,178,250
	総所得金額(1+2+3)	4	67,078,250	158,057,205	158,057,205	158,057,205	67,078,250
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	1,095,824	1,095,824	1,095,824	1,095,824	1,095,824
	生命保険料・損害保険料控除	7	91,704	91,704	91,704	91,704	91,704
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	3,087,528	3,087,528	3,087,528	3,087,528	3,087,528
課税される所得金額(4-13)	14	63,990,000	154,969,000	154,969,000	154,969,000	63,990,000	
算出税額(14)に対する税額	15	21,186,300	54,848,530	54,848,530	54,848,530	21,186,300	
税金から差し引かれる金額	16						
災害減免額・外国税額控除	17						
再差引所得税額(15-16-17)	18	21,186,300	54,848,530	54,848,530	54,848,530	21,186,300	
定率減税額	19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
源泉徴収税額	20	19,462,096	19,462,096	19,462,096	19,462,096	19,462,096	
申告納税額(18-19-20)	21	1,474,200	35,136,400	35,136,400	35,136,400	1,474,200	
予定納税額	22						
確定納税額(21-22)	23	1,474,200	35,136,400	35,136,400	35,136,400	1,474,200	
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		33,662,200	33,662,200	33,662,200		
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		33,660,000	33,660,000	33,660,000	0
	加算税の額	27		4,002,000	4,002,000	4,002,000	0
処理結果等		—	—	棄却	棄却	全部取消	

## 別表3 被控訴人乙の課税の経緯等

## 3-1 平成13年分

(単位:円)

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成14・3・11	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	89,500,000	89,500,000	89,500,000	89,500,000	89,500,000
	雑所得	2	277,156	1,354,848	1,354,848	1,354,848	277,156
	一時所得	3	2,538,002	96,934,951	96,934,951	96,934,951	2,538,002
	総所得金額(1+2+3)	4	92,315,158	187,789,799	187,789,799	187,789,799	92,315,158
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5	70,060	70,060	70,060	70,060	70,060
	社会保険料控除	6	1,145,220	1,145,220	1,145,220	1,145,220	1,145,220
	生命保険料・損害保険料控除	7					
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11					
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	1,975,280	1,975,280	1,975,280	1,975,280	1,975,280
課税される所得金額(4-13)		14	90,339,000	185,814,000	185,814,000	90,339,000	88,879,000
算出税額(14)に対する税額		15	30,935,430	66,261,180	66,261,180	30,935,430	30,395,230
税金から差し引かれる金額		16					
災害減免額・外国税額控除		17					
再差引所得税額(15-16-17)		18	30,935,430	66,261,180	66,261,180	30,935,430	30,395,230
定率減税額		19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		20	29,570,944	29,570,944	29,570,944	29,570,944	29,570,944
申告納税額(18-19-20)		21	1,114,400	36,440,200	36,440,200	1,114,400	574,200
予定納税額		22					
確定納税額(21-22)		23	1,114,400	36,440,200	36,440,200	1,114,400	574,200
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額		25		35,325,800	35,325,800		-540,200
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		35,320,000	35,320,000		0
	加算税の額	27		3,764,000	3,764,000		0
処理結果等			—	—	棄却	棄却	全部取消

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成15・3・12	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	88,550,000	88,550,000	88,550,000	88,550,000	88,550,000
	雑所得	2		8,108,748	8,108,748	8,108,748	8,108,748
	一時所得	3	7,082,500	193,993,085	193,954,140	193,954,140	7,082,500
	総所得金額(1+2+3)	4	95,632,500	290,651,833	290,612,888	290,612,888	95,632,500
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5	171,070	171,070	171,070	171,070	171,070
	社会保険料控除	6	1,145,220	1,145,220	1,145,220	1,145,220	1,145,220
	生命保険料・損害保険料控除	7					
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11					
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	2,076,290	2,076,290	2,076,290	2,076,290	2,076,290
課税される所得金額(4-13)	14	93,556,000	288,575,000	288,536,000	288,536,000	93,556,000	94,582,000
算出税額(14)に対する税額	15	32,125,720	104,282,750	104,268,320	104,268,320	32,125,720	32,505,340
税金から差し引かれる金額	16						
災害減免額・外国税額控除	17						
再差引所得税額(15-16-17)	18	32,125,720	104,282,750	104,268,320	104,268,320	32,125,720	32,505,340
定率減税額	19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額	20	29,576,004	29,576,004	29,576,004	29,576,004	29,576,004	29,576,004
申告納税額(18-19-20)	21	2,299,700	74,456,700	74,442,300	74,442,300	2,299,700	2,679,300
予定納税額	22						
確定納税額(21-22)	23	2,299,700	74,456,700	74,442,300	74,442,300	2,299,700	2,679,300
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		72,157,000	72,142,600	72,142,600		379,600
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		72,150,000	72,140,000	72,140,000	370,000
	加算税の額	27		9,229,000	9,227,000	9,227,000	37,000
処理結果等		—	—	一部取消	棄却	全部取消	

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成16・3・15	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	62,900,000	62,900,000	62,900,000	62,900,000	62,900,000
	雑所得	2		2,084,094	2,084,094	2,084,094	2,084,094
	一時所得	3	4,341,500	93,374,171	93,359,805	93,359,805	4,341,500
	総所得金額(1+2+3)	4	67,241,500	158,358,265	158,343,899	158,343,899	67,241,500
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	1,090,581	1,090,581	1,090,581	1,090,581	1,090,581
	生命保険料・損害保険料控除	7					
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11					
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	1,850,581	1,850,581	1,850,581	1,850,581	1,850,581
課税される所得金額(4-13)	14	65,390,000	156,507,000	156,493,000	156,493,000	65,390,000	
算出税額(14)に対する税額	15	21,704,300	55,417,590	55,412,410	55,412,410	21,704,300	
税金から差し引かれる金額	16						
災害減免額・外国税額控除	17						
再差引所得税額(15-16-17)	18	21,704,300	55,417,590	55,412,410	55,412,410	21,704,300	
定率減税額	19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
源泉徴収税額	20	19,805,931	19,805,931	19,805,931	19,805,931	19,805,931	
申告納税額(18-19-20)	21	1,648,300	35,361,600	35,356,400	35,356,400	1,648,300	
予定納税額	22						
確定納税額(21-22)	23	1,648,300	35,361,600	35,356,400	35,356,400	1,648,300	
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		33,713,300	33,708,100	33,708,100		
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		33,710,000	33,700,000	33,700,000	0
	加算税の額	27		3,983,500	3,982,500	3,982,500	0
処理結果等		—	—	一部取消	棄却	全部取消	

## 別表4 被控訴人丙の課税の経緯等

## 4-1 平成13年分

(単位:円)

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成14・3・15	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	7,440,000	7,440,000	7,440,000	7,440,000	7,440,000
	雑所得	2	110,760	110,760	110,760	110,760	110,760
	一時所得	3	904,842	36,055,137	36,055,137	36,055,137	904,842
	総所得金額(1+2+3)	4	8,455,602	43,605,897	43,605,897	43,605,897	8,455,602
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	1,048,320	1,048,320	1,048,320	1,048,320	1,048,320
	生命保険料・損害保険料控除	7	12,676	12,676	12,676	12,676	12,676
	障害者、老年者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9					
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11					
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	1,440,996	1,440,996	1,440,996	1,440,996	1,440,996
課税される所得金額(4-13)		14	7,014,000	42,164,000	42,164,000	42,164,000	7,014,000
算出税額(14)に対する税額		15	1,072,800	13,110,680	13,110,680	13,110,680	1,072,800
税金から差し引かれる金額		16					
災害減免額・外国税額控除		17					
再差引所得税額(15-16-17)		18	1,072,800	13,110,680	13,110,680	13,110,680	1,072,800
定率減税額		19	214,560	250,000	250,000	250,000	214,560
源泉徴収税額		20	695,800	695,800	695,800	695,800	695,800
申告納税額(18-19-20)		21	162,400	12,164,800	12,164,800	12,164,800	162,400
予定納税額		22					
確定納税額(21-22)		23	162,400	12,164,800	12,164,800	12,164,800	162,400
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額		25		12,002,400	12,002,400	12,002,400	
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		12,000,000	12,000,000	12,000,000	
	加算税の額	27		1,757,000	1,757,000	1,757,000	
処理結果等			—	—	棄却	棄却	全部取消

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正	
年月日		平成15・3・17	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—	
所得金額	給与所得	1	7,440,000	7,440,000	7,440,000	7,440,000	7,440,000	
	雑所得	2		2,767,715	2,767,715		2,767,715	
	一時所得	3	957,250	24,743,716	24,743,716	957,250	347,341	
	総所得金額(1+2+3)	4	8,397,250	34,951,431	34,951,431	8,397,250	10,555,056	
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5						
	社会保険料控除	6	1,048,320	1,048,320	1,048,320	1,048,320	1,048,320	
	生命保険料・損害保険料控除	7	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000	
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8						
	配偶者控除	9						
	配偶者特別控除	10						
	扶養控除	11						
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	所得控除額の計	13	1,481,320	1,481,320	1,481,320	1,481,320	1,481,320	
課税される所得金額(4-13)	14	6,915,000	33,470,000	33,470,000	33,470,000	6,915,000	9,073,000	
算出税額(14)に対する税額	15	1,053,000	9,893,900	9,893,900	9,893,900	1,053,000	1,491,900	
税金から差し引かれる金額	16							
災害減免額・外国税額控除	17							
再差引所得税額(15-16-17)	18	1,053,000	9,893,900	9,893,900	9,893,900	1,053,000	1,491,900	
定率減税額	19	210,600	250,000	250,000	250,000	210,600	250,000	
源泉徴収税額	20	697,200	697,200	697,200	697,200	697,200	697,200	
申告納税額(18-19-20)	21	145,200	8,946,700	8,946,700	8,946,700	145,200	544,700	
予定納税額	22							
確定納税額(21-22)	23	145,200	8,946,700	8,946,700	8,946,700	145,200	544,700	
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		8,801,500	8,801,500	8,801,500		399,500	
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		8,800,000	8,800,000	8,800,000		390,000
	加算税の額	27		1,277,500	1,277,500	1,277,500		39,000
処理結果等		—	—	棄却	棄却	全部取消		

区分		確定申告(A)	更正処分等(B)	異議決定(C)	裁決(D)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成16・3・16	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	10,935,000	10,935,000	10,935,000	10,935,000	10,935,000
	雑所得	2		5,769,023	5,769,023	5,769,023	5,769,023
	一時所得	3	9,403,000	193,124,650	193,031,240	193,031,240	9,403,000
	総所得金額(1+2+3)	4	20,338,000	209,828,673	209,735,263	209,735,263	20,338,000
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5					
	社会保険料控除	6	999,874	999,874	999,874	999,874	999,874
	生命保険料・損害保険料控除	7	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8					
	配偶者控除	9					
	配偶者特別控除	10					
	扶養控除	11					
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	1,432,874	1,432,874	1,432,874	1,432,874	1,432,874
課税される所得金額(4-13)	14	18,905,000	208,395,000	208,302,000	208,302,000	18,905,000	
算出税額(14)に対する税額	15	4,504,850	74,616,150	74,581,740	74,581,740	4,504,850	
税金から差し引かれる金額	16						
災害減免額・外国税額控除	17						
再差引所得税額(15-16-17)	18	4,504,850	74,616,150	74,581,740	74,581,740	4,504,850	
定率減税額	19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
源泉徴収税額	20	1,370,600	1,370,600	1,370,600	1,370,600	1,370,600	
申告納税額(18-19-20)	21	2,884,200	72,995,500	72,961,100	72,961,100	2,884,200	
予定納税額	22						
確定納税額(21-22)	23	2,884,200	72,995,500	72,961,100	72,961,100	2,884,200	
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	25		70,111,300	70,076,900	70,076,900		
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		70,110,000	70,070,000	70,070,000	0
	加算税の額	27		10,303,500	10,298,000	10,298,000	0
処理結果等		—	—	一部取消	棄却	全部取消	

別表5 被控訴人丁の課税の経緯等

平成13年分

(単位：円)

区分		確定申告(A)	修正申告(B)	更正処分等(C)	異議決定(D)	裁決(E)	第一審判決	利息の認定 課税のみ是正
年月日		平成14・3・15	平成17・3・1	平成17・3・4	平成17・7・7	平成18・6・30	平成21・1・27	—
所得金額	給与所得	1	44,850,000	44,850,000	44,850,000	44,850,000	44,850,000	44,850,000
	雑所得	2	2,368,775	2,645,126	2,645,126	2,645,126	2,645,126	2,645,126
	一時所得	3			59,228,343	59,228,343	59,228,343	0
	総所得金額(1+2+3)	4	47,218,775	47,495,126	106,723,469	106,723,469	106,723,469	47,495,126
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	5						
	社会保険料控除	6	499,800	499,800	499,800	499,800	499,800	499,800
	生命保険料・損害保険料控除	7	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	障害者、高齢者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除	8						
	配偶者控除	9						
	配偶者特別控除	10						
	扶養控除	11	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000
	基礎控除	12	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	所得控除額の計	13	2,772,800	2,772,800	2,772,800	2,772,800	2,772,800	2,772,800
課税される所得金額(4-13)		14	44,445,000	44,722,000	103,950,000	103,950,000	103,950,000	44,722,000
算出税額(14)に対する税額		15	13,954,650	14,057,140	35,971,500	35,971,500	35,971,500	14,057,140
税金から差し引かれる金額		16						
災害減免額・外国税額控除		17						
再差引所得税額(15-16-17)		18	13,954,650	14,057,140	35,971,500	35,971,500	35,971,500	14,057,140
定率減税額		19	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		20	13,009,904	13,009,904	13,009,904	13,009,904	13,009,904	13,009,904
申告納税額(18-19-20)		21	694,700	797,200	22,711,500	22,711,500	22,711,500	797,200
予定納税額		22						
確定納税額(21-22)		23	694,700	797,200	22,711,500	22,711,500	22,711,500	797,200
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額		25		102,500	21,914,300	21,914,300	21,914,300	102,500
過少申告 加算税	加算税の基礎となる税額	26		100,000	21,910,000	21,910,000	21,910,000	100,000
	加算税の額	27		10,000	2,606,500	2,606,500	2,606,500	10,000
処理結果等			—	—	—	棄却	棄却	全部取消